## 個人情報保護方針における「特定個人情報の利用目的」の変更について

株式会社 武蔵野銀行

株式会社武蔵野銀行(以下「当行」といいます)は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更(追加)することをご連絡いたします。なお、変更日は、2025年4月1日からといたしますので、申し添えます。※変更(追加)点は下記下線部となります。

## 特定個人情報の利用目的

当行は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、個人番号を含む個人情報(特定個人情報)を、下記目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

- ○金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ○金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務
- ○金融商品取引に関する振替機関等への提供事務
- ○国外送金等に関する告知書提出・調書作成事務
- ○財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する法定調書作成事務

## 利用目的

- ○非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ○預金口座付番に関する事務
- ○公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- ○災害時及び相続時における預金口座の情報提供に関する事務
- ○本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
- ○住宅取得資金に係る借入金の年末残高等の調書作成等に関する事務